

# 玉名市公立保育所のあり方 に関する基本方針

平成29年11月

玉名市健康福祉部子育て支援課

(平成30年5月改訂)

## 目次

1	方針策定の背景・趣旨	1
2	保育所の現状と課題	1
3	公立保育所の今後の方向性	10
4	保育所ごとの基本的な考え方	11
5	民営化の実施方法	12
6	事業者の選考	13
7	円滑な引継ぎ	13
8	民営化後の配慮	13
9	参考資料（上位計画及び関連計画）	14

## 1 方針策定の背景・趣旨

平成 27 年 4 月に本格施行した子ども・子育て新制度のもとでは、保育の量を確保しつつ質を向上させる取り組みが求められることから、本市における公立保育所のあり方について、その方向性を示すために、平成 28 年 10 月、学識経験者や保育関係者等からなる「玉名市公立保育所在り方検討委員会」（委員長：九州看護福祉大学看護福祉学部看護学科 准教授 二宮珠美）を設置し、専門的な見地から議論を重ねてきました。

その結果、“多様化する保育ニーズに対応した保育サービスのより一層の充実を図るために、多様で弾力的な事業展開が可能である私立保育所が需要に応じる一方で、行政としての責任を果たすための公立保育所を必要数残し、その機能・役割を充実させることが必要”と方向性を示すとともに、公立保育所の果たすべき役割として、関係機関とのネットワーク構築、障がい児保育の実施、緊急時の入所対応などの私立保育園等では担うことが厳しい領域を中心に整理し、また、第 1 保育所以外の公立保育所はすべて民営化・統廃合するとした内容の建議を受けました。

本方針は、その建議内容を尊重し、「今後の公立保育所のあり方」に関する市の基本的な考え方や手法について、指針として示したものです。

## 2 保育所の現状と課題

### (1) 就学前児童数の推移

平成 29 年 3 月 31 日現在の本市における就学前（0～5 歳）の人数は 3,186 人で、推計値を若干上回るものの微減傾向が見られます。また、今後も母親世代の減少等により、就学前児童数の減少が見込まれます。

（玉名市の各年度末における年齢別人口）

年齢別	実績 ①				推計 ②					比較(①-②)	
	H25	H26	H27	H28	H26	H27	H28	H29	H30	H27	H28
0歳	496	506	525	498	497	482	467	457	442	43	31
1歳	561	506	514	522	533	513	498	483	473	1	24
2歳	527	561	517	527	576	548	528	513	498	-31	-1
3歳	597	537	568	537	523	574	546	526	511	-6	-9
4歳	561	591	542	565	585	526	577	549	529	16	-12
5歳	548	550	591	537	565	590	531	582	554	1	6
合計	3,290	3,251	3,257	3,186	3,279	3,233	3,147	3,110	3,007	24	39

※推計値は、子ども・子育て支援事業計画より(コホート変化率)

(小学校区別 0 歳人口の推移) ※各年度 末日 (3 月 31 日) 時点

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
玉名町	99	120	145	121	144	122	128	139	135
築山	102	87	103	81	93	86	95	80	100
滑石	15	15	19	14	16	9	17	7	12
大浜	15	15	15	9	18	16	17	16	15
豊水	9	6	7	6	5	8	8	7	5
伊倉	17	39	26	26	25	27	16	22	22
八嘉	27	25	26	19	28	22	27	21	12
梅林	9	7	14	4	8	5	2	3	1
小田	11	5	4	7	7	5	5	4	3
玉名	19	13	12	11	22	12	25	28	24
月瀬	2	2	2	2	2	3	1	2	2
石貫	9	11	8	6	3	6	6	6	3
三ツ川	7	12	3	5	5	7	5	5	7
睦合	17	20	31	23	31	29	24	32	26
大野	33	37	29	47	32	39	36	36	42
高道	20	19	23	25	24	20	22	26	24
鍋	19	20	17	15	15	14	12	15	12
横島	47	38	32	39	35	31	35	36	25
玉水	15	18	16	20	17	15	14	25	16
小天	19	15	15	14	14	20	8	15	6
小天東	4	4	2	5	0	0	3	0	6
合計	515	528	549	499	544	496	506	525	498

## (2) 保育所等の利用者数の推移

保育所（認定こども園の保育機能部分を含む。）は、家族形態の変化、共働き家庭の増加などの要因で入所者の増加傾向が続いています。本市における保育所入所者数は、平成 28 年度は 1,950 人となり平成 24 年度と比べて 230 人（13.4%）の増加となっています。

また、幼稚園・保育所・認定こども園の利用人数も年々増加しており、平成 28 年度が 2,542 人で、平成 24 年度と比べて 269 人（11.8%）増加しています。就学前児童数が年々減少している中で、このように利用者が増加しているため、平成 28 年度においては就学前児童のうち保育所を利用している割合が 51.6%であり、平成 24 年度と比べて 7.3%増加しています。

年齢別の保育所利用児童のうち3歳未満児の利用人数は、平成28年度が894人で、平成24年度と比べ141人(18.7%)増加しています。特にこの期間の0歳児の利用人数は、平成28年度が230人で、平成24年度と比べ46人(25%)も増えており、同期間の利用率も5.7人に1人(17.5%)から4.5人に1人(22.5%)となっていることから、保護者が早期に職場復帰を望む兆候が健著に表れています。

(保育所等の利用率)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	備考
就学前児童数A	3,884	3,882	3,816	3,815	3,779	毎年度3月31日現在
保育所児童数 ①	1,720	1,722	1,737	1,770	1,768	毎年度3月31日現在 ※H29年4月 1,638人
認定こども園児童数 ② (保育機能部分)				151	182	毎年度3月31日現在 2・3号認定 ※H29年4月 197人
認定こども園児童数 ③ (幼稚園機能部分)				276	265	毎年度3月31日現在 1号認定 ※H29年4月 224人
幼稚園児児童数 ④	553	556	584	323	327	毎年度5月1日現在
保育所入所数 ①+②	1,720	1,722	1,737	1,921	1,950	
保育所入所率 (①+②)/A	44.3%	44.4%	45.5%	50.4%	51.6%	※広域利用を含む
保・認・幼利用者 ①+②+③+④	2,273	2,278	2,321	2,520	2,542	
保・認・幼利用率 (①+②+③+④)/A	58.5%	58.7%	60.8%	66.1%	67.3%	

(年齢区分別保育所等の利用率)

※()内は年度末時点での年齢	平成24年度末			平成25年度末			平成26年度末			平成27年度末			平成28年度末		
	児童数 (人)	利用人数 (人)	利用率	児童数 (人)	利用人数 (人)	利用率	児童数 (人)	利用人数 (人)	利用率	児童数 (人)	利用人数 (人)	利用率	児童数 (人)	利用人数 (人)	利用率
3歳未満児(0~3歳)	2,195	753	34.3%	2,181	762	34.9%	2,110	787	37.3%	2,124	887	41.8%	2,084	894	42.9%
うち0歳児(0,1歳)	1,054	184	17.5%	1,057	206	19.5%	1,012	214	21.1%	1,039	233	22.4%	1,020	230	22.5%
うち1・2歳児(2,3歳)	1,141	569	49.9%	1,124	556	49.5%	1,098	573	52.2%	1,085	654	60.3%	1,064	664	62.4%
3歳以上児(4~6歳)	1,689	967	57.3%	1,701	960	56.4%	1,706	950	55.7%	1,691	1,034	61.1%	1,695	1,056	62.3%
全年齢児計	3,884	1,720	44.3%	3,882	1,722	44.4%	3,816	1,737	45.5%	3,815	1,921	50.4%	3,779	1,950	51.6%

### (3) 待機児童の状況

待機児童対策として、保育所の定員増、認定こども園への移行や施設改修などで受皿を拡大したほか、平成 28 年度から公立保育所の臨時職員の賃金アップや有給休暇の増加による処遇改善、認可外保育施設利用者への保育料補助制度創設などを実施しました。

しかし、保育所等の利用者の増加や低年齢化、保育士不足などの要因で待機児童問題は解消していません。

(待機児童数の状況)

	0歳		1歳		2歳		3歳		4歳・5歳		合計	
	H28. 4	H29. 4	H28. 4	H29. 4	H28. 4	H29. 4	H28. 4	H29. 4	H28. 4	H29. 4	H28. 4	H29. 4
待機児童	4	3	12	8	2	1	2	0	1	0	21	12
求職活動中	1	0	6	4	1	1	2	0	1	0	11	5
育休延長等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	3	3	6	4	1	0	0	0	0	0	10	7
未入所児童	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
私的理由による待機	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
合 計	4	3	12	8	2	1	3	0	1	0	22	12

### (4) 保育サービスの実施状況

#### ① 延長保育事業

就労形態、勤務時間、勤務場所などの状況により、送迎が開園時間内に困難な場合に対して、開園時間を延長する事業です。公立の豊水保育所、高道保育所では、保育士不足により延長保育を実施していませんが、私立保育園、認定こども園はおおむね午後 7 時までの延長保育を実施しています。

働き方の多様化により、延長保育時間のさらなる延長を望む声が多くなっています。

#### ② 一時預かり保育事業

保育園を利用していない家庭において、日常生活上の突発的な事情、社会参加などにより家庭での保育が困難となる場合に、一時的に児童を預かり保育する事業です。私立保育園と認定こども園の 7 園で実施しています。また、伊倉保育所は、一時預かり保育の実施を要綱で規定していますが、保育士不足により休止している状況です。

#### ③ 休日保育事業

日曜日、祝日等で保護者が就労などにより保育ができない場合に、保育園で保育を行う事業です。就労形態の多様化によりニーズはあるものの、

現在玉名市で実施している保育園はありません。

(保育サービス実施状況)

	① 延長保育			② 一時預かり	③ 休日保育	備考
	実施状況	開所時間				
		平日	土曜			
公立保育所						
玉名第1保育所	○	7:00~19:00	7:00~17:00			
伊倉保育所	○	7:30~19:00	7:30~15:00	○		一時預かりは休止中
豊水保育所		7:30~18:00	7:30~14:00			
高道保育所		7:00~18:00	7:00~13:00			
大野保育所	○	7:00~19:00	7:00~17:00			
私立保育所						
玉名くすのき保育園	○	7:00~19:00	7:00~17:00	○		
ちどり保育園	○	7:00~19:00	7:00~17:00			
滑石保育所	○	7:00~19:00	7:00~17:00			
梅林保育園	○	7:00~19:00	7:00~17:00			
おおくらの森保育園	○	7:00~19:00	7:00~17:00			
敬愛保育園	○	7:00~19:00	7:00~17:00	○		
玉名ゆりかご保育園	○	7:00~19:00	7:00~17:00			
ぬかみね保育園	○	7:00~19:00	7:00~17:00	○		
慈保育園	○	7:00~19:00	7:00~17:00	○		
鍋保育園	○	7:00~19:00	7:00~17:00			
睦合保育所	○	7:00~19:00	7:00~17:00	○		一時預かりは自主事業
横島保育園	○	7:00~19:00	7:00~17:00			
小天保育園	○	7:00~19:00	7:00~17:00	○		一時預かりは自主事業
玉水保育園	○	7:00~19:00	7:00~17:00	○		
小天東保育園						【休園中】
認定こども園						
おおとの丘認定こども園	○	7:00~18:30	8:00~12:00			幼稚園型一時預かり(自主事業)
玉名ルーテル幼稚園	○	7:30~19:00	8:00~16:00	○		一般型・幼稚園型一時預かり
岱明幼稚園	○	7:30~19:00	7:30~17:00			幼稚園型一時預かり(自主事業)

## (5) 公立保育所の現状

平成 29 年度から 2 園（滑石保育所、睦合保育所）を民営化したことから、5 園の公立保育所があり、全体では定員を上回る入所数が続いています。

また、公立保育所の職員に関しては、平成 29 年 5 月現在で保育士 62 人、調理員 13 人など合わせて 81 人の職員が勤務しており、各保育所の開所時間に応じた勤務体系を構築しています。保育士のうち、正職員は平成 29 年度に 3 人を新規採用したものの、非常勤職員（看護師、短時間保育士を含む。）が 33 人、51.6%と正職員を上回る状況が続いています。

近年、3 歳未満児の入所が増えるとともに、支援を必要とする児童も増える中、正職員の減少によりクラス担任に非常勤職員を配置せざるを得ない状況も生じ、さらに非常勤職員の確保も難しく、保育の質を維持することが課題となっています。

(入所児童の推移)

保育所名	定数	入所児童数 (各年度3月)							
		H25年度		H26年度		H27年度		H28年度	
		人数	充足率	人数	充足率	人数	充足率	人数	充足率
玉名第1保育所	70	79	112.9%	70	100.0%	84	120.0%	78	111.4%
滑石保育所 (民営化)	60	66	110.0%	60	100.0%	62	103.3%	58	96.7%
伊倉保育所	90	95	105.6%	93	103.3%	100	111.1%	95	105.6%
豊水保育所	40	43	107.5%	42	105.0%	38	95.0%	44	110.0%
睦合保育所 (民営化)	60	58	96.7%	54	90.0%	57	95.0%	57	95.0%
大野保育所 <sup>(1)</sup>	70	70	116.7%	76	126.7%	73	121.7%	77	110.0%
高道保育所 <sup>(2)</sup>	60	71	101.4%	63	90.0%	63	90.0%	61	101.7%
公立保育所	450	482	107.1%	458	101.8%	477	106.0%	470	104.4%
(参考) 私立保育園	※	1,202	124.6%	1,246	129.1%	1,255	117.8%	1,265	115.0%

※ (1) 大野保育所の定数はH27年度まで60人。(2) 高道保育所の定数はH27年度まで70人。

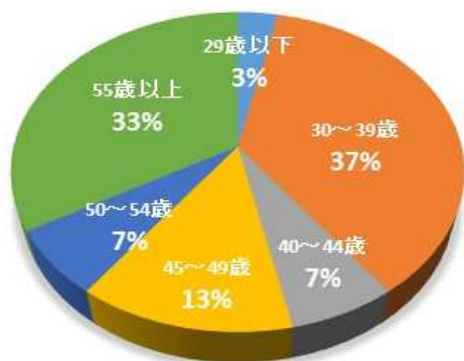
※ 私立保育園の定数

H25年度 965人、H26年度 965人、H27年度 1,065人、H28年度 1,100人

(公立保育所職員の状況：H29.5 現在)

区 分		29歳以下	30～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55歳以上
保育士	正職員	1人	11人	2人	4人	2人	10人
	非常勤職員	3人	1人	4人	2人	2人	9人
短時間保育士	非常勤職員	2人	4人	1人	1人	1人	2人
看護師	非常勤職員	1人	1人				
調理員	正職員		1人	1人			2人
	非常勤職員	1人	3人	1人	1人		3人
用務員	非常勤職員		1人		1人		2人
合 計		8人	22人	9人	9人	5人	28人

(公立保育所職員の年齢別構成：正職員)



(公立保育所職員の年齢別構成：非常勤職員)





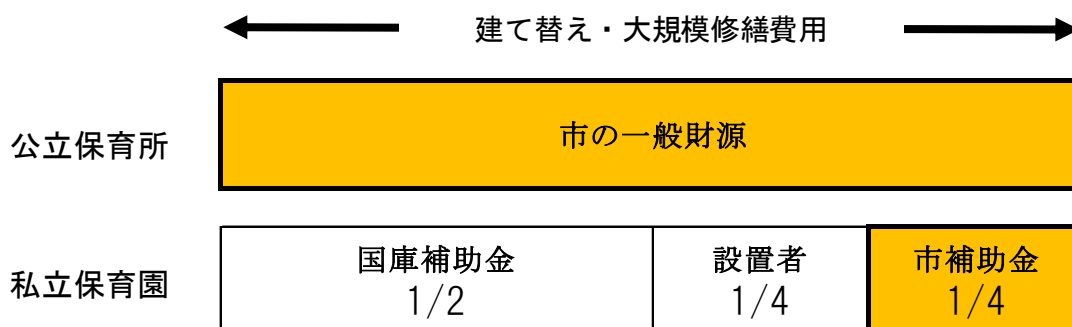
公立保育所の施設は、豊水保育所以外はすべて 30 年以上を経過していることから老朽化が進み、毎年修繕を行いながら使用している状況です。特に玉名第 1 保育所は 48 年が経過し、耐震基準の建物ではないことから、熊本地震による損害も大きく、早急な建て替えが必要となっています。

しかし、保育所の大規模修繕や建て替えを行う場合の国庫補助金は、私立保育園のみが対象であり、公立保育所は一般財源で対応しなければなりません。

(公立保育所の施設の状況)

保育所名	定員 (人)	竣工年月	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造
玉名第 1 保育所	70	昭和 48 年 3 月	3,160.09	659.4	木造
伊倉保育所	90	昭和 62 年 3 月	2,910.62	580	RC造
豊水保育所	40	平成 7 年 6 月	1,490.00	281.1	RC造
大野保育所	70	昭和 62 年 3 月	3,466.00	491.6	鉄骨造
高道保育所	60	昭和 60 年 3 月	1,618.09	596.6	鉄骨造

(建て替え・大規模修繕に係る国庫補助のイメージ)



## (6) 運営経費

公立保育所の運営経費は、人件費、施設管理費、事業費などからなり、平成 26 年度決算では、7 園で約 4 億 7,191 万円を支出しています。一方で、市が国の基準に基づいて、市内 13 の私立保育園に支払った経費の総額は、平成 26 年度決算で約 11 億 5,412 万円でした。これを児童 1 人当たりの運営経費額でみると、公立保育所が約 106 万円、私立保育園が約 96 万円となり、公立保育所が約 10 万円高くなっています。

また、平成 27 年度決算では、公立保育所 (7 園) が約 4 億 6,772 万円、私立保育園 (13 園) が約 12 億 8,379 万円となっており、児童 1 人当たりの運

営経費額は、公立保育所が約 102 万円、私立保育園が約 106 万円と、前年度とは逆に私立保育園が約 4 万円高くなっています。

これは、平成 27 年から子ども・子育て新制度に移行したことに伴う公定価格の引き上げ(3 歳児の職員配置の改善、標準時間に伴う配置人員の増加、主任保育士の専任化、職員の処遇改善など)、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士の待遇改善(運営費の 1.29%)、公立保育所における非常勤職員比率の増加や加配保育士の未配置による運営事業費の減などが背景にあると考えられます。

そこで、保育の質の観点から公立保育所が私立保育園と同等の人員配置を行なうと仮定し、公立保育所において、副所長の専任化、標準時間利用者加算、3 歳児配置改善加算を加味した場合に不足する保育士 18 人分の人件費を年間運営費に加算すると、公立保育所の 1 人当たりの運営費が私立保育園を約 10 万円上回ります。

(運営経費の比較)

1 平成 26 年度

	① 年間運営経費 (円)	② 延べ利用人数 (人)	児童 1 人当たりの 年間運営経費 (円) (①/②) × 12
公立 7 園	471,910,503	5,315	1,065,461
私立 13 園	1,154,117,290	14,421	960,364
年間経費の比較 (公立－私立)			105,097

※定員 70 名の保育所を運営した場合の経費

運営経費 (円)	(ア) 公立	(イ) 私立	差額 アーイ
	74,582,270	67,225,480	7,356,790

2 平成 27 年度

	① 年間運営経費 (円)	② 延べ利用人数 (人)	児童 1 人当たりの 年間運営経費 (円) (①/②) × 12
公立 7 園	467,721,263	5,508	1,019,767
私立 13 園	1,283,789,450	14,547	1,059,014
年間経費の比較 (公立－私立)			▲33,247

※定員 70 名の保育所を運営した場合の経費

運営経費 (円)	(ア) 公立	(イ) 私立	差額 アーイ
	71,330,070	74,130,980	▲2,800,910

### 3 新制度に伴う人員配置を加味した場合（平成 27 年度）

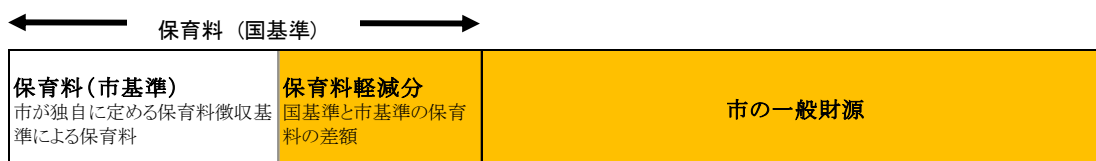
	① 年間運営経費 (円)	② 延べ利用人数 (人)	児童 1 人当たりの 年間運営経費 (円) (①/②) × 12
公立 7 園	531,576,263	5,508	1,158,118
私立 13 園	1,283,789,450	14,547	1,059,014
年間経費の比較（公立－私立）			99,104

※定員 70 名の保育所を運営した場合の経費

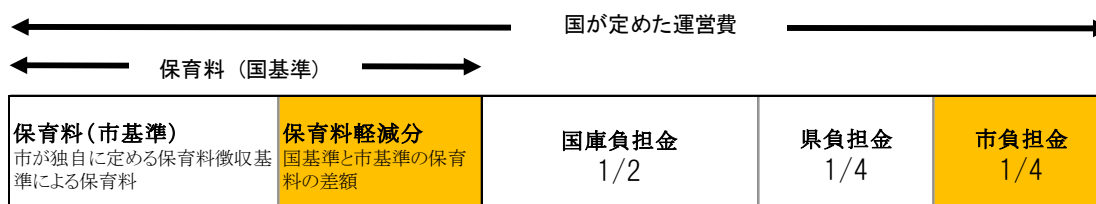
運営経費 (円)	(ア) 公立	(イ) 私立	差額 アーイ
	81,068,260	74,130,980	6,937,280

(運営費の考え方)

公立保育所運営費



私立保育園運営費



### 3 公立保育所の今後の方向性

これまでも本市は公立保育所の民営化を推進してきましたが、行政としての基本的責任を果たしていく視点から、公立保育所を必要数残し、将来にわたって、私立保育園等では担うことが厳しい領域について一定の役割を担うこととします。

そして、公立・民間双方の保育所等が、それぞれの機能・役割の更なる充実により、連携・協力して保育ニーズに対応していくことで、市全体の保育サービスの向上を図ります。

#### (1) 公立保育所の役割

公立保育所は、私立保育園と連携協力し、行政機関としての機能や経験豊かな保育士の有効活用などにより、保育現場の情報を保育行政に反映するための情報収集拠点としての役割を果たすとともに、保育機能を拡充して特別な配慮や適切な対応を必要とする児童に対するセーフティネットとしての役割を担うこととします。

##### ア 行政機関としての役割

公立保育所は、保育の現場を通じて保育需要や課題などを的確に把握し、本市の保育行政に反映させる行政機関としての役割を果たすこととします。

また、公立保育所である特性を活かし、保健センター、家庭児童相談室、保健所、病院、学校、障がい者関連施設、その他関連施設と連携するとともにネットワークを構築して、情報発信の拠点を目指します。

##### イ 保育機能の拡充

公立保育所は、特別な配慮が必要な児童のニーズに応じた高度な専門性を要する事案へ対応するほか、災害・その他突発的な事情により一時的に保育が必要となる状況が発生した場合や虐待を受けた児童、DV (domestic violence) による緊急保護児童の受入れ枠を確保するとともに、保健師、家庭相談員、関連施設と連携して対応する体制の構築を図るなど、セーフティネットとしての役割を担うこととします。

また、専門性を活かした対応を実施するために看護師や栄養士などの専門職を配置し、保育所の健康管理体制を充実させるほか、保育ニーズは少ないものの必要とされる休日保育や長時間延長保育などについては、行政としての責任において実施を検討します。

#### (2) 私立保育園の役割

私立保育園は、公立保育所と連携協力し、それぞれ独自の運営方針のもとで、延長保育、一時預かり保育、障がい児保育等の特別保育事業を積極的に

実施している実績を活かして、保育ニーズの多様化への対応や、待機児童解消の役割を担います。

## 4 保育所ごとの基本的な考え方

公立保育所の今後の運営については、保育士確保の困難性や財政運営上の観点から 5 か所の公立保育所の保育の質等を維持していくことが困難な状況であり、公平性、保育所運営の効率化、保育士の確保、施設の建て替えなど様々な要因を勘案し、玉名第 1 保育所を建て替えた上で公立保育所として残し、その機能・役割を拡充します。

その他 4 か所の公立保育所については、今後の少子化の影響を考慮し、現在、入所児童が常に定員を上回り、今後も確実に入所児童が確保できる保育所から順に民営化を進め、保育サービスの向上や定員増を図っていきます。

なお、今後の少子化の進行により、将来的に定員を下回る可能性がある保育所は、待機児童の動向を見据えた上で統廃合も含めて検討します。

### (1) 玉名第 1 保育所

玉名第 1 保育所の園舎は、公立保育所の中で最も老朽化が著しく、耐震性のない施設であるため、平成 32 年度の合併特例債発行期限内までに建て替えを行い、「3 公立保育所の今後の方向性」を踏まえて、保育現場の情報を保育行政に反映するための情報収集拠点としての役割や、保育機能を拡充して特別な配慮や適切な対応を必要とする保育のセーフティネットとしての役割を担います。

### (2) 伊倉保育所

伊倉保育所は、常に定員を超える利用があり、地域の中心的保育所であることから、今後も地域で求められる保育ニーズに対しきめ細かな保育サービスが提供できるよう、平成 31 年度から民営化します。

また、建築後 30 年以上が経過する園舎は、近い将来大規模な修繕等も必要であることから、市は、民間移管後の施設整備に協力します。

### (3) 豊水保育所

豊水保育所は、豊水地域周辺の保育所で定員が確保できることを前提に、豊水地域とその周辺の就学前児童数や入所児童数の動向、市全体の待機児童の状況を考慮した上で、平成 32 年度の実施に向け、統廃合を検討します。

なお、統廃合を実施する際には、保護者や地域住民などへ十分に説明を行うこととし、周辺保育所（園）に受入枠（定員）を確保するなど、入所児童の保育に支障をきたさないよう受け入れ態勢を整えます。

#### (4) 高道保育所

高道保育所は、今後も入所児童の確保が期待できることから、地域で求められる保育ニーズに対しきめ細かな保育サービスの提供ができるよう平成32年度までに民営化します。

なお、建築後約30年以上経過する園舎は、近い将来大規模な修繕等も必要であることから、市は、民間移管後の施設整備に協力します。

#### (5) 大野保育所

伊倉保育所と同様に、常に定員を超える利用があり、地域の中心的保育所であることから、今後も地域で求められる保育ニーズに対しきめ細かな保育サービスが提供できるよう、平成31年度から民営化します。

また、建築後30年以上が経過する園舎は、近い将来大規模な修繕等も必要であることから、市は、民間移管後の施設整備に協力します。

### 5 民営化の実施方法

民営化にあたっては、施設の設置主体、運営主体ともに民間となる「民設民営」方式の形態とし、円滑な移行のため、子どもの心身の成長・発達への影響や地域の保育環境に充分配慮します。

#### ① 合意等の形成

- ・民営化の推進にあたっては、保護者や地域住民などへ十分な説明を行い、理解を求めながら進めます。

#### ② 移管先の事業者

- ・保育所運営の安定性や継続性の確保、民営化を実施するにあたって保護者等の不安を軽減する観点から、運営主体は、市内において保育所運営又は幼稚園運営に良好な実績を有する社会福祉法人又は学校法人を基本とします。

#### ③ 財産の取扱

- ・土地 5年間は無償貸与し、5年経過後は協議の上、有償譲渡又は有償貸与を基本とします。
- ・建物 現状により無償譲渡を基本とします。
- ・備品等 備品、物品については、パソコン及び周辺機器の情報関連機器（ソフトウェアを含む。）など一部を除き、現状により無償譲渡を基本とします。
- ・その他 貸与された土地、移管された建物等について、移管した保育所の保育以外の目的に使用できないこと、これらの維持管理に要する費用は移管先事業者が負担することとします。

#### ④ 保育士の処遇

- ・ 民営化する保育所に勤務している非常勤職員が、移管先の保育所での就労を希望する場合は、原則として雇用することを求めます。

### 6 事業者の選考

移管先の事業者は、公募し、少なくとも移管する半年以上前には選定します。

なお、学識経験者、関係機関及び団体の代表者、その他市長が適当と認める者の8人以内で構成する「玉名市保育所民営化運営法人選定委員会」を設置して、選定方法の検討や事業者の選考作業（審査）を行います。

### 7 円滑な引継ぎ

移管先事業者は、民営化する保育所と連携しながら、引き継ぐ内容を整理し、引継ぎ計画書を作成します。

移管先事業者の決定から移行までに十分な準備期間を設け、合同保育を実施するほか、移管先事業者は、施設長予定者及び主任保育士予定者を中心に、適宜民営化する保育所の行事に参加し、その内容等を把握するなど、確実な引継ぎを行います。

また、移管先事業者の決定後、保護者、移管先事業者、市（民営化する保育所）の三者で組織する「三者協議会」を設置し、円滑な移管に向けて意見交換などを実施します。

### 8 民営化後の配慮

三者協議会において、移管条件の履行状況や保育内容の継続性などを確認するとともに、移管保育所において問題が生じた場合は、解決のために意見交換を行います。

移管先事業者は、市と協力して、移管後に必要に応じて保護者を対象にアンケート調査を実施し、保護者の意向把握に努めます。

## 9 参考資料（上位計画及び関連計画）

### ○ 第2次玉名市総合計画 前期基本計画（平成29年度～33年度）

#### 第5章 基本目標5 健康で安心な 福祉づくり

#### 第2節 主要施策2 子育て支援の充実

##### 施策の方針

子育て世代が安心して妊娠や出産を迎え、教育・保育サービスや、延長保育、休日保育などのサービスをはじめ、子どもの成長に応じた切れ目ない支援のもとで子育てができる環境を整備します。

##### 主要施策の概要

#### (1) 教育・保育サービスの充実

- ・子育て家庭のニーズに応じた質の高いサービスを提供するため、教育・保育サービス事業者等と連携し、施設整備や保育の質の向上に取り組みます。（特に重要である具体的な施策）

#### (2) 子ども・子育て支援の推進【重点施策】

- ・仕事と子育ての両立を支援するため、延長保育事業、休日保育事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業など、ニーズに応じた事業の充実を図ります。
- ・地域子育て支援拠点施設を中心に保育所や児童館などが連携し、子育て世帯のニーズに応じた多様な支援を実施するための環境整備を図ります。
- ・心身の発達に遅れた障がいがあり、継続的な療育等が必要な子どもや家族、また、個別的配慮が必要な子どもや家族に対応するため、乳幼児期の保育や教育に携わるスタッフの連続性のある支援体制の充実に努めます。（特に重要である具体的な施策）

### ○ 玉名市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～31年度）

#### 基本理念 「子どもたちの笑顔を求めて」

#### 2 計画の基本的視点

#### (1) 子どもの「最善の利益」の実現を目指す

子ども・子育て支援新制度は「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本としています。この新制度の理念を踏まえつつ、本市の子ども一人ひとりにとっての最善の利益が実現され、保護者とともに笑顔で健やかに育つことができるまちづくりに取り組みます。

#### (2) 社会全体で、すべての子ども・子育て家庭を支援する

保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつも、障がいや疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家



族を含めたすべての子どもと子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを前提として取り組みます。

このような子ども・子育て家庭の支援に際しては、地域、企業や教育・保育サービス事業者、行政等の各主体が連携・協働しながら、社会全体で取り組みます。

(3) 質の高い教育・保育や子育て支援を提供する

子ども・子育て支援新制度により、就学前児童を中心とした教育・保育や子育て支援のあり方が大きく変わります。新制度下においても、教育・保育サービス事業者と連携・協働しながら、子ども・子育て家庭に対して、質の高いサービスが提供できるよう、基盤整備やサービスの質の向上に取り組みます。

(4) 「仕事と生活の調和」の実現を目指す  
(略)

○ 玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年度～31 年度）

基本目標 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

①基本的方向

・若い世代の結婚・出産・子育てへの支援

施策：子育て支援の充実

● 乳幼児期の教育・保育施設事業

・保育者の仕事と家庭の両立のため、延長保育事業、一時預かり事業、休日保育事業の推進を図る。

○ 第 2 次玉名市アウトソーシング計画（平成 26 年度～30 年度）

事務事業 (施設)名	公立保育所(管理運営事業)		管理番号	1	
			所管課	子育て支援課	
事務事業 (施設)の概要	保護者が労働または疾病などの理由で、その監護すべき乳児・幼児の保育に欠ける場合、これを入所させて保育する児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく児童福祉施設である公立の保育所の設置、管理運営。				
計画の概要 (計画目標)	平成25年度に開催した公立保育所民営化検討委員会の建議書の提言(※)を考察して民営化を推進する。 ※提言の趣旨 平成26年度から平成30年度までの5ヶ年に3園(滑石保育園、豊水保育園、睦合保育園)の民営化及び統廃合について効率的に計画を推進し、在園児や保護者への不安がないように適切な対応を図りながら円滑な移行に努める。 平成27年度からスタートする子ども子育て新事業による認定こども園や地域の子育て支援事業の整備の動向や社会情勢に応じて今後も公立保育所民営化及び統廃合について検討する。				
手 法	民営化				
効 果	事務の迅速・効率化(減員可能職員数:0人)、サービスの向上、コストの削減				
スケジュール	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
		準備(1園)	実施(1園)	準備(2園)	実施(2園)

○ 玉名市公共施設長期整備計画（平成 28 年 3 月）

施設名	建設年	延床面積	構造	年次計画								
				1	2	3	4	5	6	7	8	
				2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
				H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
玉名第一保育所	1972	659m <sup>2</sup>	W		建替え							
伊倉保育所	1986	585m <sup>2</sup>	RC				民					
滑石保育所	1999	494m <sup>2</sup>	S		民							
豊水保育所	1995	281m <sup>2</sup>	RC			民	集					
高道保育所	1984	597m <sup>2</sup>	S			民	集					
大野保育所	1986	572m <sup>2</sup>	S			民	集					
睦合保育所	1990	507m <sup>2</sup>	S		民							

※補足（構造） W：木造、RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造  
 ※補足（年次計画） 民：民営化、集：集約化